

「独立共和国」：復興開発主体としての左派勢力 —1958—1964年「コロンビア内戦」復興期における左派勢力による 平和構築の可能性—

文学研究科社会学専攻博士前期課程修了

内山翔馬

Shoma Uchiyama

要旨

「独立共和国」とは、1960年ごろから1964年にかけてコロンビア国内に存在した共産党派閥による経済社会開発主体である。1958年まで続いた「コロンビア内戦」により、コロンビア国内は疲弊していた。イエラス政権は「コロンビア」内戦後に復興開発政策を打ち出し、経済社会開発による国家再建と治安の回復維持が目的とした。この背景には「国内避難民」と呼ばれる「コロンビア内戦」によって、未開拓地域へと避難せざる負えなくなった人々がいた。イエラス政権の復興開発政策は、同時に「国内避難民」の社会復帰と再定住プロセスであった。イエラス政権に賛同した武装勢力が恩赦を受け、「独立共和国」を形成し、復興開発へ参加した。共産党派閥に基づく未開拓地同士の資源の共有と共同インフラ開発が「独立共和国」による復興開発方針の特徴であった。イエラス政権の復興政策における成功例の一つとして、「独立共和国」に平和構築の可能性を見出すものである。

はじめに：「コロンビア内戦」とはなんだったのか

「コロンビア内戦」とは、1900年代初頭から1958年にかけて発生した武力紛争である。「コロンビア内戦」の中心的主体となったのは、当時の二大政党であった保守党と自由党だった。この二大政党間の利権闘争が「コロンビア内戦」であり、国民間の土地所有をめぐる対立と結びつくことで、国内全土に紛争が飛び火することとなった¹。この紛争が現在のコロンビア政府対反政府左派ゲリラの武力紛争であるコロンビア内戦の基礎となっている。2016年9月には、国内最大規模の反政府ゲリラであったコロンビア革命軍（FARC）とコロンビア政府の和平合意が成立した。しかし、2019年にはFARCの一部が武力闘争を再開し、現在においても社会的不安をもたらしている。

なぜ、FARCは分裂し、戦線復帰を果たしたのだろうか。この背景には、反政府左派ゲリラと国民間の亀裂が考えられる。FARCは和平合意後、政治参画をするために、同じ名前で政党を立ち上げた。しかし、2018年大統領選挙戦に参加した際に、街頭からの誹謗中傷が投げかけられ、石や卵、ペットボトルなどが投げ込まれるなどの威力行為が発生した。加えて、和平合意後の元FARC構成員が殺害される事件も相次いだことで、元構成員の身体の安全を保障されているとは言えない状況に追い込ま

れていた²。事実、戦線復帰した FARC 分離派の幹部、イバン・マルケスは和平合意後に 85 人以上の元戦闘員が殺害されたことを、武力闘争再開の理由に挙げている。マルケスは元戦闘員の殺害に関して、政府による安全確保のための対応が不十分であったと批判している³。

1900 年代初頭から現在に至るまで、コロンビアは武力対立とそれに伴う社会的混乱に苛まれている。この長期間にわたる低強度の紛争の中で、コロンビア政府と反政府左派ゲリラは繰り返し和平交渉と合意の成立を繰り返してきたが、その多くが決裂という結果を迎えてきた。決裂の理由の多くが、元左派ゲリラ構成員暗殺と報復の繰り返しによるものだ。社会的混乱を解消し、紛争主体と国民が和解することに平和構築の可能性を見出すものである。

本研究では、紛争主体と国民が復興開発を目指し、共存していた時期である「コロンビア内戦」後の復興期に焦点をあてる。FARC の源流と考えられている「マルケタリア独立共和国」を分析することで、現在の元反政府ゲリラの社会復帰の可能性を模索するものである。

I. 「コロンビア内戦」復興期と復興開発主体

1. 反暴力政治と社会改革を目指す「国民戦線」体制

政治エリートによる利権闘争としての「コロンビア内戦」が終結したのは、1958 年に「国民戦線」体制という政治体制が形成されたためと考えられる。「国民戦線」体制とは、対立していた保守党と自由党の二大政党による政権 4 年一期交代の持ち回り制の政治体制である。伊高は「国民戦線」を二大政党間の抗争に起因するバイオレンシア（政治的暴力）の連鎖を断ち切り、寡頭支配を制度化する二大政党体制を維持強化するためのものであったとしている⁴。

「国民戦線」体制形成の背景には、軍事クーデターによって政権を獲得したグスタボ・ロハス・ピネージャ政権があった。ロハス政権は、軍隊による国内武力紛争の抑え込みと表面的な社会改革で国民からの人気を獲得した。1954 年、ロハスはコロンビア議会にて大統領に選出されている⁵。二大政党に属する政治エリートにとって、国民の支持を得た独裁政権であるロハス政権は脅威であった。

政治エリートはロハス政権期のコロンビア軍と国民の武力衝突であったピジャリカ戦争をロハス政権失策によるバイオレンシア（政治的暴力）の再燃だと糾弾した⁶。この糾弾が、デモ活動やストライキを生み、1957 年にロハス大統領を辞任に追い込んだ。

こうして、形成された「国民戦線」体制は自由党のアルベルト・イエラス・カマルゴ (Alberto Lleras Camargo) 政権を 1958 年 - 1962 年の任期付き政権として擁立することとなった。イエラス政権期ははじめに着手したのは「コロンビア内戦」からの復興と経済社会的な国家再建であった。この背景にはイエラス政権の目標とする治安の維持、回復と脆弱な民主制の保護にあった⁷。イエラス政権就任直後のコロンビア社会は、政治的派閥による国民同士の対立や経済的原因による殺人や強盗などの暴力行為が蔓延していた⁸。加えて、前ロハス独裁政権が大衆からの支持を利用し、政権を奪取したことが「国民戦線」体制形成の要因となった。政治エリートは、国民感情の高まりによって、二大政党によ

る政治的利権独占がゆるがされることを恐れていたと考えられる。イエラス政権は国家再建に際し、暴力の抑え込みのために、交渉と和平を基礎とした反暴力政治を展開した。加えて、経済社会再建のために復興開発政策を構想した⁹。

2. 「国内避難民」と社会不安

イエラス政権の復興開発で課題となっていたのは、「国内避難民 (desplazados)」の社会復帰問題であった。「国内避難民」とは「コロンビア内戦」において、紛争や暴力、犯罪によって土地や家財を手放し、未開拓地へと避難した人々である¹⁰。1957年時点で、「国内避難民」はおおよそ32万人以上が、身体の安全を脅かされたことで未開拓地へと避難している。「国内避難民」の多くが「コロンビア内戦」への恐怖や、ビオレンシア（政治的暴力）を理由に自身の財産と土地を放棄していたことがわかっている¹¹。イエラス政権は「国内避難民」を国内経済のインフレを助長している要因の一つであると考えており、彼らをいかにして社会へ再統合していくかということの問題視していた。

イエラス政権による「国内避難民」の社会再統合は困難であり、その原因は「国内避難民」がもつ「コロンビア内戦」に起因するビオレンシア（政治的暴力）の記憶であった。

イエラス政権が紛争被害の調査分析のために設立した「国内における暴力の原因と現状の調査委員会 (The National Investigatory Commission on the Causes and Current Situations of Violence in the National Territory : 以降「国家調査委員会」と呼称)」が「コロンビア」内戦前後の暴力の記憶に関して、調査を行っていた。

その中で、「国内避難民」だけではなく、国内社会全体として、「コロンビア内戦」が政治的派閥による迫害と報復の記憶として根付いていると主張した¹²。この「コロンビア内戦」の記憶はビオレンシア（政治的暴力）と強く結びついており、政治的派閥間での対立を形成したことを考えられる。この国民間の政治的派閥を理由とした対立は、「コロンビア内戦」後の国内社会において緊張状態を形成し、治安悪化を招いていると考えられた。「国家調査委員会」からの報告を受けたイエラス政権は国民間の和解が復興開発プロセスの中で重要であると位置づけた¹³。この国民間の和解を伴う社会再建プロセスをイエラス政権は「精神的武装解除」と呼称した

3. 暴徒としての「自衛武装農民」

国民同士の政治的派閥間の武力対立の歴史は根深く、世代を超えて引き継がれていると考えられている。政治的派閥による武力対立がはじめて起こったのは、1946年のマリアノ・オスピナ政権期だと考えられる¹⁴。1946年より以前のコロンビアは、15年間の自由党政権下で、自由党派閥に多い小規模農業の土地所有権を確立するなど社会改革を推し進めた時期であった。この社会改革に対し、オスピナ政権は「コントラチェスマ」という私兵集団を用い、ビオレンシア（政治的暴力）を起こした。自由党政権下で自由党員に所有権が移っていた土地や利権の奪回をオスピナ政権は目的としていた¹⁵。

自由党の農民は武装して「コントラチェスマ」に抵抗し、政治的派閥による武力紛争を形成することとなった。1948年には、大統領選挙の自由党候補ホルヘ・エリエセル・ガイタンが暗殺され、「ボゴタ暴動（ボゴタソ）」が起こった。自由党派閥や貧困層の人々を中心に暴動が発生した。ガイタン大統領候補は自由党内で社会派に位置し、国民からは社会改革を推進する代表的な政治家として期待され、人気を集めていた。ガイタン大統領候補の殺害によって暴徒化した人々に対し、保守党派閥は反撃し、激しい戦闘となった。

「ボゴタ暴動」は首都ボゴタにて二日間にわたり、その間に数千人が死亡する一大事件として記録された。「ボゴタ暴動」は、以降1966年まで続くビオレンシア（政治的暴力）による混迷の時代「ラ・ビオレンシア（暴力の時代）」の起源と考えられている¹⁶。1949年、大統領選挙に勝利したゴメス政権は自由党派閥や保守党派閥に反対する人々を弾圧し、独裁を敷いた。ゴメス政権は自由党派閥を共産主義者として扱い、自由党派閥の警察官を保守党派閥の人員と置き換えるなど行った。警察と置き換えられた保守党派閥の人員は、自由党派閥や共産主義者を弾圧し、チュラビスタス（Chulavistas）と呼ばれ、恐れられた¹⁷。チュラビスタスによる被害は、死者だけでも1500人以上であるとされている¹⁸。

農村部の自由党派閥はチュラビスタスに対抗し、自衛のために武装蜂起した¹⁹。自由党派閥以外にも、1949年に共産党が政治的暴力にさらされている地域で自衛武装を呼び掛けている²⁰。このような暴力にさらされたことにより自衛のために武装した農民を「自衛武装農民」と呼ばれる²¹。「自衛武装農民」は政治的派閥をもとに分かれ、自身とコミュニティの財産を守るために争った。自由党派閥と共産党派閥は保守党派閥からの迫害に自衛するため、協力関係を構築した。しかし、最終的に自由党派閥と共産党派閥は対立し、武力闘争に発展した²²。

ロハス政権期に入ると、政府は「自衛武装農民」との恩赦交渉を開始した。ロハス政権は農村部にある大土地所有者の財産を回収するために軍隊を派遣していた。ロハス政権の軍派遣に対し、「自衛武装農民」は、武装解除の見返りに農地改革を要求した²³。「自衛武装農民」の要求に応じたロハス政権は、武装解除した「自衛武装農民」に恩赦を与えた。しかし、ロハス政権は恩赦の範囲を拡大し、ゴメス政権期に迫害と政治的暴力を行っていた保守党派閥をも解放してしまった²⁴。過激な保守党派閥が恩赦されたことで、農民たちが再度暴力にさらされるようになり、自衛武装を余儀なくされた。ゴメス政権は、再度自衛武装化した「自衛武装農民」に対し、派兵を行った。この派兵がゴメス大統領失脚の原因でもあるピジャリカ戦争である。ピジャリカ戦争により、治安や社会情勢が悪化していくこととなった。

ピジャリカ戦争以後、「自衛武装農民」は未開拓地域へと逃げ込み、勢力を拡大した。「自衛武装農民」の勢力拡大に伴い、政治的派閥間の武力対立も激化した。政治的派閥間の武力対立によって引き起こされた社会不安や経済不安により、コロンビア全体で強盗や殺人などの犯罪が増加することとなった²⁵。

コロンビア政府が「コロンビア内戦」後の復興政策での目的と目的達成のために対処が必要な主体について本章では言及した。

イエラス政権は「コロンビア内戦」からの治安回復と経済社会復興を目指していた。国内には戦争被害者である「国内避難民」や、「自衛武装農民」などが存在していた。イエラス政権は、治安の悪化や経済的不振の原因が「国内避難民」や「自衛武装農民」にあると考えていた。「国内避難民」や「自衛武装農民」を社会復帰させることが、イエラス政権の大きな課題となっていた。イエラス政権は「国内避難民」や「自衛武装農民」間の緊張状態や対立構造を改善するために「精神的武装解除」を目指したのであった。

II. コロンビア政府の復興開発政策

前章では、イエラス政権の復興開発政策の背景とその目的を確認した。イエラス政権の復興開発政策の目的は治安の回復、維持と経済社会再建にあった。この目的を達成するために、問題視していたのが「国内避難民」や「自衛武装農民」の存在であった。イエラス政権は、「国内避難民」や「自衛武装農民」が治安の悪化や、経済不安の原因であると考えていた。そのため、「国内避難民」の社会復帰と「自衛武装農民」の恩赦と政治的派閥同士の和解を目的に「精神的武装解除」を目指した。

では、「精神的武装解除」にむけた復興開発政策はどのようなものであったのだろうか。本章では、イエラス政権の復興開発にむけた法整備からイエラス政権の政策方針を考える。

1. 土地の再分配の推進としての農地改革法

イエラス政権は、社会正義、経済社会の均勢 (equilibrium)、平和構築のための農地改革が急務であると、第 135 号法案を採択した。第 135 号法案を、イエラス政権は「社会的農地改革」と呼称した²⁶。第 135 号法案は土地にまつわる問題全般を取り扱い、未耕作地や未開拓地、土地の所有権争いによる戦闘や対立が激しい地方などの紛争解決をするための法案であった。

「社会的農地改革」の実施に際し、イエラス政権はコロンビア農地改革協会 (Instituto Colombiano de Reforma Agraria) と呼ばれる専門機関を設立した。コロンビア農業改革協会の役割は未開拓地を法に基づいて管理、裁決し、開発を行うことで人的誘致を行うことにあった。加えて、未開拓地および未耕作地にアクセスができる道路などのインフラを整備し、新規開発を計画すること、土地の保有と保全に関することや、災害に対する防止策や被害の回復など多岐にわたるものとなっている²⁷。コロンビア農業改革協会の役割の中で、土地の再分配が最も重要視されていた。条文中 (1961) において第 135 号法案は、農村地方での経済的不平等や不合理な財産の分割を防止、廃除し、土地を所有していない人々に自身の所有地を分配することを目的とするとしている²⁸。

土地の再分配を行う際にコロンビア農業改革協会は、分配できる土地の所有の状況を明確化し、私的所有地における所有権の再編成を奨励することで、土地目録の形成を行った。この背景には、コロ

ンビア国内の「国内避難民」や土地なし農民の存在がある。

土地の再分配のためにイエラス政権は大地主の未耕作地における土地所有権の接収、未開拓地域への植民準備金の制定などを行った。

未耕作地の所有権接収は、国内の土地を持たない人々に分配するための土地確保を目的としたものであった。耕作に適した2000ヘクタール以上の未開拓地を所有する地主に対し、コロンビア農業改革研究所による視察時に作物や家畜などの生産活動が確認できない場合は地主が私有する該当未開拓地の所有権の登録を無効とするものであった²⁹。

未開拓地への植民準備金は、耕作に適した未開拓地と判断された土地において、土地を持たない人々が未開拓地域の開拓を行うための資金提供に関して定めたものであった。植民準備金は経済活動上の開発のみに用いられるわけではない。条文中では、天然資源の保全や治水事業、実験農場、学校、保健所、公共サービスのために準備金が設けられ、共同土地や放牧地などを指示に応じて植民地にて用意する必要があるとしている³⁰。条文中からわかることは植民される未開拓地域の土地所有権が一個人ごとに振り分けられるものはないことである。一個人の生産活動の場として未開拓地域を開発するのではなく、保健所や学校などの社会サービスや公共の役割をになう治水事業や天然資源の保全などインフラ開発や整備を担うものの開発を求められる。植民による開拓によって、村や町程度の規模をもつコミュニティの形成基盤としての開発が求められていることがわかる。

条文中には家族規模での植民や小規模植民者の存在が言及されている³¹。貧困層または低所得労働者に対して、無償での分配地である「家族農業地」が用意されている。植民での開拓に際して、開発にかかる資産および開発資産の融資に対する支払い能力が不足している人物も想定していることがわかる。

第135号法案は土地を持たない人々に対する救済法であるとともに、国家的な公共開発的な側面も持っていたと考えられる。

第135号法案はイエラス政権の目指す復興開発と国家再建に対して、国民の社会包摂のための政策であったことがわかる。つまりは、第135号法案は「国内避難民」をはじめとする社会的弱者へ向けた復興政策であったといえる。

イエラス政権の復興政策において中心的役割を担ったのが第135号法案であった。「国内避難民」は政治的派閥間の対立や、殺人強盗などの犯罪に巻き込まれる恐怖を感じていた。「国内避難民」の意識を社会インフラや公共サービスを開発する方向性へ誘導することで対立から復興へと改革を進めるようイエラス政権は提示したのである。

2. 復興開発政策としての政治参画推進

1958年11月、第19号法案がイエラス政権によって制定された。第19号法案について、イエラス政権は行政改革と呼称した。第19号法案は政府がもつ権限を農村地域に一部分権し、復興開発政策

「独立共和国」：復興開発主体としての左派勢力

の実行及び調整を委任することを定めた。イエラス政権にとって、第 19 号法案は第 135 号法案の効力を高めるものであった³²。農村地域の行政機関を再構築し、各部署や審議会、評議会を形成することで、各地域社会での復興政策推進を期待するものであった³³。第 19 号法案は地方分権と行政委託で構成されている³⁴。

第 19 号法案では、復興政策において各地方を人口及び歳入予算の額に応じて区分し、地方ごとに政府は公共事業を行うとしている³⁵。この公共事業の中で、政府や地方議会などをはじめとした公的組織の合意によって、「地方活動委員会」を形成できるとされている³⁶。この「地方活動委員会」は公共事業の運営、公共事業の管理監督を地方行政より請け負うことを目的としていた。Karl (2017) は第 19 号法案と「地方活動委員会」について、地方住民同士が「地方活動委員会」を選出し、インフラ設備に対する労働や投資などに寄与することで社会市民権や政治参画を創出したとしている³⁷。この「地方活動委員会」とその事業は政治的派閥同士の利益調整を目的とした議論の場を形成し、復興開発事業における優先順位などの決定権や復興にまつわる物質的な負担を分担することができると評価している³⁸。

以第 19 号法案の行政改革は復興開発において、政治イデオロギーの異なる政党およびその支持者を殺人、暴行などの暴力行為や略奪、コミュニティに対する侵攻などの対立関係とその報復の繰り返しによる緊張状態を解除することが目的であったと考えられる。第 19 号法案を通じて、政治的派閥間の武力対立から復興政策を中心とした協同へと構造の変化を期待した政策であったことが伺える。加えて、公共事業にかかわる事業者や組織の労働環境や管理、監督などの細かな条項にまで条文中に記載されている。このことから、復興開発政策は公共事業に従事する人々の人権と労働を保障する背景も考えられる。公共事業の運営、管理、監督の役割を担う「地方活動委員会」の選出や事業内容の決定などの国だけではなく、地方社会および地方住民の合意形成を必要であるとしていた。第 19 号法案は政府、政党、国民など多方面に意識を向けた合意形成と復興開発政策参画のための政策であった。

3. 治安、秩序回復のための法整備「戦時復興法」

第 201 号法案は治安の維持を目的としたものであった。前述した第 135 号法案や第 19 号法案によってなされた未開拓地での経済社会開発と治安の回復を維持し、犯罪の厳罰化を目的としたが第 201 号法案であった。そのため第 201 号法案では秩序が乱れ、内乱状態での戒厳令が発布される状況になった場合、不当な行為や契約において法的根拠をもって合意の不成立とする法案であることが定められている³⁹。

第 201 号法案が想定するのは未開拓地などをはじめとする政府の影響力が及びにくい地域での暴力による土地の占有や家財の略奪などの犯罪行為であった。これに対し、政府および軍や警察などの公的機関が処罰を厳罰化することで犯罪数の減少を図った。加えて、「コロンビア内戦」後の戦後処理も

兼ねていた。

犯罪の厳罰化と被害にあった私財の回復の役割を第201号法案は担っていたのである。「コロンビア内戦」中の犯罪行為に対し、被害者は一年以上所有する家財および土地に関し、秩序が回復された際に訴えがあれば所有物の回復を政府が請け負うという特例が第201号法案であった。これは政府による治安の回復と治安回復が被害者たちの経済社会再建と直結させ、被害者たちへ復興開発政策の協力を要請するために用いられた。

第201号法案の厳罰化には農業銀行から融資される復興ローンが活用された。復興ローンは1958年から実施された農業銀行の融資施策であり、最も暴力行為の被害を受ける機会が多かったトリマ省の住人に対して行われたものであった。復興ローンは本来であれば融資の対象にはならない人々に対し、政府が保証人の役割を担うことで農業銀行から融資を受けることができるようにするものであった。Karl (2017)によれば、この復興ローンによって国内全体の融資の85%が地方住民に対するものになり、およそ370,000,000ペソ（当時の日本円にしておよそ666万円。1コロンビアペソ=0.018円）以上が融資され、1960年時点では一人当たり3700ペソを平均として貸し付けられていた⁴⁰。

農業銀行の復興ローンを用い、加害者へ賠償金を科すことで犯罪数の減少をイエラス政権は期待していたと考えられる。条文中（1959）には土地や家財の所有者は不当な占有によって失われた所有物の回復もしくは所有物、所有の権利に対する金銭での補填を選択できるとしている。加えて、占有者が支払い能力を持たない場合、農業銀行にて罰則金の金額合計を上限とする融資を受ける権利を保障するとしている⁴¹。これにより、賠償能力がない人物に対して政府が責任をもって賠償させる制度が出来上がった。

第201号法案は犯罪行為の被害にあった人物が賠償を請求する権利を保障するものであった。これにより、被害者は不当な占有や暴力行為に対する訴えを起こすことができるようになった。加えて、政府が融資に伴う保証人の役割を行うことで、犯罪行為には政府が対処するという構造を形成した。政府が責任をもって、犯罪行為に対する処罰を行うことで国民からの信頼回復を考えていた可能性もある。第201号法案は「コロンビア内戦」後、横行する犯罪行為を訴える場所や罰則がないという状況から平時の社会への移行をめざしたものであった。

III. 「独立共和国」の形成過程とその役割

1. 恩赦と社会再統合プロセスとしての復興開発

イエラス政権の復興開発政策は、平時の秩序回復と経済社会開発の取り組みであったことを確認した。復興開発政策は、①土地の再分配と再定住、②復興開発政策実施のための合意形成と政治的競争の場を形成、③再建された社会を維持するための犯罪の厳罰化と政府の信頼回復の三段階によって構成されていることがイエラス政権の法整備からわかった。復興開発の対象は未開拓地域と「国内避難民」だけではなく、「自衛武装農民」とその犯罪行為を行ったものにも及んでいた。

「独立共和国」：復興開発主体としての左派勢力

イエラス政権は経済社会再建とともに、治安の回復を行う上でどのように治安を悪化させる主体を減少させるかを考えていた。特に、どのようにして「自衛武装農民」をはじめとする武装勢力の心身ともに武装解除を行うかということの問題視していた。Karl (2017)によれば、復興開発事業をはじめとするイエラス政権期における政府と農村部の武装勢力との交渉は存在するが、実際の和平プロセスを実行するまでには至らなかったとしている⁴²。

未開拓地域にて「国内避難民」をはじめとする植民を行い、復興開発を行うためには治安を改善し、コロンビア全体を政府の秩序下に再度置く必要があった。1958年に犯罪数が増加し、治安が悪化している地域にイエラス政権は恩赦プログラムを施行した。この恩赦プログラムは「自衛武装農民」をはじめとした武装勢力を対象に施行された。Molano(1980)はイエラス政権の恩赦プログラムに関して、武装勢力を経済的、社会的に国家に再統合するために広範かつ寛大な措置が取られている。これらの経済的、社会的再統合は復興事業と結び付けられているとしている。⁴³

カルダス、カウカ、ウィラ、トリマの各省において、国家の秩序を回復させるために特例措置が不可欠であるとイエラス政権は考えていた。条文中では、下記の内容に当てはまる犯罪行為を行ったものは自己に対する刑事手続きを政府に対し停止請求することができる。代わりに、通常の市民生活への復帰を受け入れ、憲法および法律に遵守することでできるとしている⁴⁴。恩赦の対象になっているのは①政府または公的機関に対する攻撃または自衛行為②政治的抵抗運動③政党間の闘争による武力行使としている⁴⁵。加えて、同法令の第4条⁴⁶において恩赦を受けたものが犯罪や反社会的行為を行った場合、あるいは国家の秩序や社会的平穏を乱す行為を行った場合は、恩赦にて棄却された請求を復活し、刑事手続きおよび有罪判決の執行が行われるとされている。このことから再犯防止策を講じ、市民生活の復帰から逸脱しないよう強制力を持たせていることが伺える。

恩赦プログラムの同時期には農業銀行から融資政策であった復興開発ローンも存在していることで、秩序回復に大きな影響を与えている。恩赦を受け、市民社会に復帰する元戦闘員の増加とそれによる産業および消費の活性化のための復興ローンが普及した背景が伺える。恩赦プログラムが復興ローンを經由し、復興開発政策の人的基盤として機能していたと考えられる。このことから恩赦のある一定の効果として、戦闘員から復興開発へと移行した人々が一定数いたといえるだろう。

2. 復興開発の成功例としての「独立共和国」

復興開発ローンや恩赦プログラムは戦闘員の市民生活復帰というある一定の成果を発揮し、地方における復興開発の人的基盤を形成した。武装解除と社会復帰を経験した人物の中に、ウィラ省北部とトリマ省南部の境に位置するティエラデントロ (Tierradentro) という地域で共産党員のリーダーを行っていた人物であるマヌエル・マルランダ・ヴェレス (Manual marulanda Velez) とシロ・トロヒーリョ・カスターニョ (Ciro Trujillo Castano) がいた。Karl (2017) はマルランダとシロの両名がイエラス政権の復興開発政策に協力し、元戦闘員として新たな共和国の公共のために働くことを目的

に武装解除を行ったとしている⁴⁷。復興開発事業の過程でシロはカウカ省、ティエラデントロのある「リオチキート」へと戻り、「独立共和国」を形成することとなった。マルランダはトリマ省南部にあるマルケタリアにて、コロンビア共産党派閥であり、政治的派閥のリーダーであったフェルミン・チャーリー・リンコン（**Fermin Charry Rincon**）とともに「マルケタリア独立共和国」を形成することとなる。

「独立共和国」とは共産党派閥による復興開発事業を通じた未開拓地域開発と再定住の呼称であった。本来であれば、「独立共和国」とは肯定的な意味では捉えられていない。**Karl** は復興開発政策を通じて、「自衛武装農民」であった共産党派閥が勢力を拡大している姿を脅威視するための呼称であったと考えている⁴⁸。「独立共和国」の復興開発事業の特徴は周辺の共産党派閥のコミュニティ間の共同作業にあるとしている⁴⁹。当時の「マルケタリア独立共和国」の周辺には、「リオチキート」、「エル・パト」などの他の「独立共和国」が存在しており、これらと協力して最大限の開発と公共サービスを行っていた。本来であれば、各地域が政府から割り当てられた、もしくは各自確保した各々の資源や人員、予算などを公共事業などの経済社会開発にあてる。しかし、「独立共和国」は他の「独立共和国」と協調し、予算も資源も人員も互いに融通しあい開発事業を進めていったのである。

Pierre は「独立共和国」に対して当初、資本と物品の不足からほかの周縁部にて開発を行う開拓者と同様に開発の危機に直面するだろうと悲観的観測をしていた⁵⁰。事実として、「マルケタリア独立共和国」をはじめとする「独立共和国」はイエラス政権からの物質的支援がなければ成り立たなかった。しかし、この政府からの支援に依存した体制は他の植民地域でも確認されている。この復興開発地域の中で、「独立共和国」は他の植民地域よりも高度な社会的、福祉的サービスを提供していたとされている。**Karl** によれば、その高度な公共サービスを証明するものとして、「独立共和国」が撮影した短編映像作品「祖国を作る (*haciedos patria*)」から確認できる⁵¹。この映像作品の物語は復興開発事業として道路を建設する作業員を映したものであるが、開拓者を集めるためのプロパガンダ映像に近い意味合いを持っている。「祖国を作る」の中では地方の共産党員はいつでも基本的な医療機関を受診でき、「独立共和国」同士の経済的な地域統合が図られている。その中で作業員は木を切り倒し、岩を砕き、道路をつくることで国家に貢献できるというもの一連の映像を映したものであった。

「独立共和国」はコロンビアの左派勢力にとって、一大勢力になっていたことを確認した。しかし、この勢力圏は武力闘争ではなく、復興開発によって共産主義的理想を実現しようとしていたと考えられる。イエラス政権にとって「独立共和国」は大切な人的基盤であり、開発の推進者であった。

3. 「独立共和国」再評価

「独立共和国」は共産党員によって構成された復興開発のための開拓組織であったことを確認した。しかし、「独立共和国」を取り巻く言説のなかには共産主義者で構成された反政府左派ゲリラないしはそれに準ずる社会的不穏分子であるとしている。特に、「マルケタリア独立共和国」はその傾向が強い。

1964年、コロンビア政府およびコロンビア軍により侵攻をうけ、「マルケタリア独立共和国」の解散を強いられた。「マルケタリア独立共和国」は解散後、反政府左派ゲリラへと変貌し、コロンビア革命軍となった。「独立共和国」の変貌が現在の「独立共和国」に対する定説が形成していると考えられる。

日本の従来の研究でも同様の傾向性が見受けられる。伊高はマルケタリア独立共和国をコロンビア革命軍の前身として取り扱っており、独立共和国をゲリラ集団と扱っている⁵²。特徴的なのはマルケタリア独立共和国がソ連派共産党でありながらキューバ革命の影響を強く受けたと記載しているという点である⁵³。ほかにも二村は地主と軍隊の暴力によって生存の危機にさらされたため結成されたマルケタリア独立共和国がコロンビア革命軍の起源と考えている⁵⁴。Charles は独立共和国を準ゲリラであるとした。加えて、「マルケタリア独立共和国」を共産主義反乱勢力と盗賊団集団であるとしている⁵⁵。

従来の研究で、独立共和国は政府にとっての不穏分子、もしくは反政府勢力であったと理解されている。この評価の背景には、コロンビア革命軍とマルケタリア独立共和国のいずれもがマルランダによって形成されたことで、どちらもが反政府左派ゲリラであると理解されていると考えられる。

この「独立共和国」がゲリラ集団ないしは不穏分子という言説は「独立共和国」成立当初から存在する。Karl によれば、1961年にコロンビア共産党員による未開拓地への植民を独立共和国と呼び始めたのがきっかけであり、20世紀後半では「独立共和国」をコロンビア共産党員による武装植民とコロンビア国内では扱われているとしている⁵⁶。あくまで「マルケタリア独立共和国」に限定した言及ではあるが、「マルケタリア独立共和国」は1958年の時点において武装解除により、元戦闘員という立場になっている。その後、再武装化されるがこの背景には「マルケタリア独立共和国」の内的要因ではなく、外的要因によって再武装化を迫られた経緯がある。このことから「マルケタリア独立共和国」が自発的に再武装を行い、社会の平穏と秩序を乱したわけではない。

加えて、「独立共和国」に対するキューバ革命の影響はさほど強くない。明確に体制変更を求める運動としての革命を掲げるのもコロンビア革命軍へと変遷した後のことである。加えて、形成当初はイェラス政権の復興開発政策とその思想に賛同して武装解除を行っている。むしろ Casar の研究をみても、より強い影響を受けているのは自由党反体制派閥である「自由回復運動」である⁵⁷。また、キューバ革命に影響を受けた反政府武装組織を挙げるとするのであれば、本論では民族解放軍 (Ejército de Liberación Nacional) が知られている。しかし、民族解放軍に関しては、1964年以降に形成されているため、本論では取り扱わない。Karl においても民族解放軍はキューバ革命をモデルとして結成されていると言及している点からも親キューバ派であることは間違いないだろう⁵⁸。しかし、現状私が確認している文献においては「自由回復運動」を不穏分子と取り扱う資料は見当たらないことから、「独立共和国」が特別反政府勢力として取り沙汰される理由は不明である。

従来研究をめぐることで、現代における独立共和国の評価を確認してきた。多くの評価が同様に左派ゲリラに変遷した歴史をもって独立共和国を評価している可能性がある。しかし、本研究のなかで

は、「独立共和国」に武装闘争によっていたずらに社会秩序を乱し、政治的に反体制の姿勢を明確にすることはしていないことを確認した。このことから「独立共和国」は反政府的勢力であったとするよりも、復興開発主体であったと考える。「独立共和国」という左派による復興開発の可能性は、同時に左派による平和構築の可能性を広げるのもであると考えられるのではないだろうか。

おわりに：「独立共和国」という左派勢力による平和構築の可能性

本研究は「コロンビア内戦」後の復興開発政策を概観しながら、「独立共和国」の役割を明らかにすることを目的としていた。「独立共和国」は復興開発主体としての役割を果たしていたと考えられる。イエラス政権が行った復興開発政策のモデルケースの一つであるといえる。イエラス政権の復興開発は「農場モデル」と評され、その後の政権を支える大衆からの支持を獲得したとされている。「独立共和国」とは、イエラス政権の「農場モデル」の代表的な主体だったのではないだろうか。

「独立共和国」の目的は原始的な共産主義の形成であり、小さな共産党派閥コミュニティの建設であったと考えられる。「マルケタリア独立共和国」はバリコミューンの思想と中国革命に影響を受けたとされている⁵⁹。これらの影響により、『マルケタリア独立共和国』が目指したものは、家族や友人などの小規模な社会主義社会であった⁶⁰。この小さな社会主義社会建設のために、経済社会開発と治安回復をおこなったのである。

1964年以降、「独立共和国」はプラン・ラゾと呼ばれる軍事作戦により、解体されることとなる⁶¹。その後、FARCへと姿を変え、反政府左派ゲリラとしての立場を確立していくこととなる。コロンビア国内は政府対ゲリラの武力紛争に疲弊していった。「独立共和国」の解体をコロンビア政府の戦略的失敗と理解している論者もいる⁶²。「独立共和国」は共産党派閥の「自衛武装農民」であり、ある一定期間で自然消滅するであろうという考えである⁶³。

本研究の「独立共和国」の平和構築の可能性は、コロンビア政府と非合法武装組織との良好な関係を構築していた歴史があるということである。FARCをはじめとする反政府左派ゲリラがコロンビア国内を武力紛争によって疲弊させてきたのは事実である。しかし、いずれ大衆からの憎悪を乗り越え、社会再構成を目指さなければならない。その際にかつてあった協力関係を今一度提示することで、武装勢力の元構成員に対する、より広範で円滑な社会包括が可能になるのではないだろうか。

¹ 幡谷 則子 『コロンビアにおける和平プロセス：その背景と課題』（2017）

https://www.spf.org/apbi/news/i_170129.html

² 田村 剛 『熱狂と幻滅－コロンビア和平の深層－』（朝日新聞出版、2019年） P.237

³ 同上 P.238

⁴ 伊高 浩昭 『コロンビア内戦－ゲリラと麻薬と殺戮と－』（論創社、2003年） P.50

⁵ 同上 P.49

⁶ Garry Leech 『Colombia: Fifty years of violence』（1999年）

<https://reliefweb.int/report/colombia/colombia-fifty-years-violence>

⁷ Robert A. Karl 『Forgotten Peace : Reform, Violence, and the making of contemporary Colombia』（University of California press, 2017）, P.79

⁸ 同上 P.78

⁹ 同上

¹⁰ 同上 P.43

¹¹ 同上

- 12 同上 P.49
 13 同上
 14 伊高 浩昭 『コロンビア内戦ーゲリラと麻薬と殺戮とー』（論創社、2003年）P.47
 15 同上
 16 千代 勇一 『コロンビア革命軍との和平合意の背景とインパクト』（『ラテンアメリカ・レポート』34巻、2017年）、P.29
https://www.jstage.jst.go.jp/article/latinamericareport/34/1/34_28/_pdf-char/ja
 17 Garry Leech 『Colombia: Fifty years of violence』（1999年）
<https://reliefweb.int/report/colombia/colombia-fifty-years-violence>
 18 Robert A. Karl 『Forgotten Peace : Reform, Violence, and the making of contemporary Colombia』（University of California press, 2017）、P.54
 19 Garry Leech 『Colombia: Fifty years of violence』（1999年）
<https://reliefweb.int/report/colombia/colombia-fifty-years-violence>
 20 Giohanny Olave 『El eterno retorno de Marquetalia: sobre el mito fundacional de las Farc-EP』（2013年）
http://www.scielo.org.co/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S0123-48702013000100010
 21 Charles H. Briscoe 『Plan Lazo: Evaluation and Execution』（Veritas, Vol.2 2006年）P.39
https://arsof-history.org/articles/pdf/v2n4_plan_lazo.pdf
 22 Giohanny Olave 『El eterno retorno de Marquetalia: sobre el mito fundacional de las Farc-EP』（2013年）
http://www.scielo.org.co/scielo.php?script=sci_arttext&pid=S0123-48702013000100010
 23 Garry Leech 『Colombia: Fifty years of violence』（1999年）
<https://reliefweb.int/report/colombia/colombia-fifty-years-violence>
 24 同上
 25 Robert A. Karl 『Forgotten Peace : Reform, Violence, and the making of contemporary Colombia』（University of California press, 2017）、P.102
 26 Robert A. Karl 『Forgotten Peace : Reform, Violence, and the making of contemporary Colombia』（University of California press, 2017）、P.126
 27 Funcion publica 『Lay 135 de 1961』
<https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=74153>
 28 同上
 29 同上
 30 同上
 31 同上
 32 Robert A. Karl 『Forgotten Peace : Reform, Violence, and the making of contemporary Colombia』（University of California press, 2017）、P.127
 33 Funcion Publica 『Ley 19 de 1958』
<https://www.funcionpublica.gov.co/eva/gestornormativo/norma.php?i=8271#:~:text=Dicta%20normas%20sobre%20reforma%20administrativa,sus%20composiciones%2C%20designaci%C3%B3n%20y%20funciones.>
 34 同上
 35 同上
 36 同上
 37 Robert A. Karl 『Forgotten Peace : Reform, Violence, and the making of contemporary Colombia』（University of California press, 2017）、P.127
 38 同上 P.127
 39 Ministerio de justice y del derecho 『Ley 201 de 1959』
<https://www.suin-juriscal.gov.co/viewDocument.asp?id=1655261>
 40 前掲 『Forgotten peace -Reform, Violence And the making of contemporary Colombia-』 P.83-84
 41 前掲 『Ley 201 de 1959』
<https://www.suin-juriscal.gov.co/viewDocument.asp?id=1655261>
 42 Robert. A. Karl 『Forgotten peace -Reform, Violence And the making of contemporary Colombia-』 University of California press 2017 p.65
 43 Alfredo Molano 『Amnistia y violencia』 1980 P100-103
<https://revistacontroversia.com/index.php/controversia/article/view/952/774>
 44 Ministerio de justicia y del Decreto 328 de 1958
<https://www.suin-juriscal.gov.co/viewDocument.asp?ruta=Decretos/1075173>
 45 同上
 46 同上
 47 前掲 『Forgotten peace -Reform, Violence And the making of contemporary Colombia-』 P.86
 48 同上
 49 同上 P.87
 50 Stavenhagen, R. 『Agrarian problems and peasant movements in Latin America: Agrarian struggle in Colombia.』 New York: Doubleday & Company, Inc 1970 P433
 51 Robert A. Karl 『Forgotten peace -Reform, Violence And the making of contemporary Colombia-』 P.88
 52 伊高浩昭 『コロンビア内戦ーゲリラと麻薬と殺戮とー』論創社 2003年10月 P58-59
 53 同上
 54 二村久則 『プラン・コロンビアとコロンビアの民主主義』（国際政治第131号、2002年）P.35
 55 Charles H. Briscoe 『Plan Lazo: Evaluation and Execution』（Veritas, Vol.2 2006年）P.42
 56 前掲 『Forgotten peace -Reform, Violence And the making of contemporary Colombia-』 P.88
 57 César Augusto Ayala Diago 『Anuario Colombiano de Historia Social y de la Cultura No.22: EL ORIGEN DEL MRL (1957-1960) Y SU CONVERSIÓN-EN DISIDENCIA RADICAL DEL LIBERALISMO COLOMBIANO-』（1995）
<https://revistas.unal.edu.co/index.php/achsc/issue/view/3179>

⁵⁸ 前掲 『Forgotten peace -Reform, Violence And the making of contemporary Colombia-』 P.216

⁵⁹ Jacobo Arenas 『Diario de la Resistencia de Marquetalia』 (1966年)
https://mronline.org/wp-content/uploads/2014/01/Diario_Marquetalia.pdf

⁶⁰ 同上

⁶¹ Charles H. Briscoe 『Plan Lazo: Evaluation and Execution』 (Veritas, Vol.2 2006年) P.43

⁶² Eduardo Pizarro Leongomez 『Marquetalia: el mito fundacional de las Farc』 (2006年)
unal.edu.co/ediciones/57/03.htm (2022年7月29日現在)

⁶³ 同上